二十七　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条の規定により発行される社債券
二十八　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第十条の規定により発行される社債券
二十九　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条の規定により発行される社債券（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）による改正前の同条の規定により発行される社債券を含む。）
三十　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十五条の規定により発行される社債券
三十一　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第九条の規定により発行される社債券
三十二　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十一条の規定により発行される社債券
三十三　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）第四条の規定により発行される社債券
三十四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律の規定により、債券を発行し得るものの発行する債券
三十五　農林債の債券
三十六　商工債の社債券
三十七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の四又は第五十四条の三の規定により発行される全国連合会債の債券
三十八　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条又は第九条の規定により発行される長期信用銀行債の債券
三十九　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十九条又は第五十条の規定により発行される社債券
四十　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券
四十一　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第五条又は第十三条の規定により発行される社債券
四十二　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定により発行される特定社債の債券（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「旧合併転換法」という。）第十七条の二（旧合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）
四十三　前各号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項本文に規定する募集をいう。）がされる社債券（金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）にその株券が上場されている会社が発行した社債券に限り、供託を行う資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）及び当該資金移動業者と密接な関係を有する者が発行した社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

第二条　前条第四十三号の「密接な関係」とは、次に掲げる関係をいう。

一　法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

二　同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2　前項第一号の場合において、法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一　法人が自己の名義をもって所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他の法人の総株主等の議決権のうちに占める割合

二　法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する前号に規定する他の法人の株式等に係る対象議決権が当該他の法人の総株主等の議決権のうちに占める割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3　前項の規定は、第一項第二号の関係の判定について準用する。

○金融庁告示第二十二号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第十九条第五号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月一日　　金融庁長官　三國谷勝範

第一条　資金移動業者に関する内閣府令第十九条第五号イに規定する金融庁長官の指定する債券は、次に掲げるものとする。

一　地方債証券
二　政府保証債券
三　国民生活債券
四　住宅金融公庫債券
五　農林漁業金融公庫債券
六　中小企業債券